

第1回 石川県最低賃金専門部会 議事録

|         |  |   |          |              |  |
|---------|--|---|----------|--------------|--|
| 開 催 日 時 |  | 令和5年8月2日 水曜日 9時48分～11時52分   |          |              |  |
| 開 催 場 所 |  | 金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室   |          |              |  |
| 出席委員    | 公益代表委員   | 粟田 真人   | 木村 弘     | 高見 俊也        |  |
|         | 労働者代表委員  | 徳本 喜彰   | 南 芳雄     | 村上 和幸        |  |
|         | 使用者代表委員  | 尾崎 良一   | 敷波 利子    | 橋本 政人        |  |
|         | 欠 席 委 員  |   |          |              |  |
|         | 事 務 局  | 長嶋労働局長  | 岡村労働基準部長 |              |  |
| 南出賃金室長  |  | 石間賃金指導官   | 春名賃金調査員  | 西宮労災・労働保険調査員 |  |
| 議 題     | ◇令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、<br>地方最低賃金審議会委員へのメッセージビデオ視聴 |   |          |              |  |
|         | 1  | 開会  |          |              |  |
|         | 2  | 労働基準部長あいさつ  |          |              |  |
|         | 3  | 議題<br>①部会長及び部会長代理の選出について<br>②石川県最低賃金専門部会運営規程について<br>③関係労使の意見聴取について<br>④石川県最低賃金の改正金額について<br>⑤今後の審議日程について |          |              |  |
| 4       | 閉会   |   |          |              |  |
| 議 事 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙のとおり</li> </ul>         |   |          |              |  |

令和5年7月28日

令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、  
地方最低賃金審議会委員へのメッセージ

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思っております。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ

企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

令和5年度 第1回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和5年8月2日（水）

9時48分～11時52分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

- 【事務局】指導官 定刻を過ぎておりますが、第1回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。
- 本日の専門部会は、専門部会委員任命後、初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。
- なお、辞令につきましては机の上に置かせていただいておりますので、お名前等のご確認をお願いいたします。
- それでは、開会に当たり、岡村労働基準部長より御挨拶申し上げます。

- 【事務局】部長 皆さん、おはようございます。石川労働局労働基準部長の岡村でございます。本日は御多忙の中、石川県最低賃金審議会専門部会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。既に梅雨が明け、連日暑い夏が続いているところであり、そのような中、皆様方には大変なお仕事をお願い申し上げることになります。本年度の審議につきましては、本審におきまして御説明させていただきましたとおり、またマスコミ報道されておりますとおり、賃金目安につきましては、過去最高の引上げ額となりました昨年度を上回る、石川県の所属するBランクで40円の目安額が示されたところでございます。事務局といたしましても、本審議会の運営につきまして、皆様の審議が十分納得いくものとなりますよう最善の努力を尽くしてまいりますので、御要望等がございましたら何なりとお申し付けいただければと思っております。
- 今年度も円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御審議の方、よろしく願いをいたします。

- 【事務局】指導官 次に、委員の出欠状況について御報告申し上げます。
- 本日は、全委員に御出席いただいております。現在、9名中9名の出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または公労使各側委員の3分の1以上を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議題①の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続になっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議した上で推挙された方を御承認いただく方法を取っています。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】指導官 異議なしということですので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

先日、7月11日午前9時から開催いたしました公益委員会議におきまして、部会長候補に高見委員、部会長代理候補に栗田委員が推挙されていることを御報告いたします。いかがでございますでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】指導官 異議なしということですので、これより先は高見部会長に進行をお願いいたします。

【高見部会長】 おはようございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私、高見が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、当専門部会の運営規程を確認したいと思います。資料ナンバー2、3ページに運営規程があるということですが、第5条、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長 運営規程の第5条、会議の公開について説明させていただきます。資料ナンバー2の3ページを御覧ください。

第5条第1項には、会議は原則公開とされておりますが、部会長が個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合や、率直な意見の交換などが損なわれると判断した場合には非公開とすることができるとされております。

先日の審議会におきまして、中央最低賃金審議会、いわゆる中賃においては、今

年の4月6日の全員協議会報告の取りまとめによりますと、公労使の三者が集まり議論する部分は公開するのが適当との結論に至ったとのことを受けまして、当局の審議会での取扱いにつきましては、先月、7月11日の第448回本審の場で御意見をお伺いいたしました。このことを踏まえまして、公労使3者が集まり議論する部分については公開することとさせていただくことを考えております。

専門部会規程の第5条により運用方法を一部変更して、部分公開とさせていただくことといたします。

【高見部会長】 運用を変えるということでありますね。

専門部会につきましては金額審議に関わるものとなりますので、公益と労働者側あるいは公益と使用者側の皆さんの個別折衝の部分につきましては非公開とすることにしたいと思いますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【高見部会長】 異議なしと承りました。従いまして、今年度の専門部会については部分公開といたします。

次に、関係労使からの意見聴取に入りたいと思います。意見聴取につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 指導官 本日の関係労使の意見聴取は、最低賃金法第25条第5項において、最低賃金の改正、決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとされています。

意見聴取の方法は、最低賃金法施行規則第11条により、公示によって提出された意見書によるほか、審議に当たってその意見を聴く必要があると認められる者など、関係労使の中から適当と認められる者を参考人として審議会に出席を求め、使用者側参考人からは経営状況の実態など、労働者側参考人からは賃金等労働条件の実態などについて、委員が直接聴くこととしています。

この改正決定の調査審議に際しては、7月11日から7月26日までの公示によりまして、労働者側1名からの意見書が提出されています。

【高見部会長】 それでは、提出のあった意見書の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】指導官     それでは、資料ナンバー 3、5 ページ目を御覧いただきたいと思います。5 ページ目から提出のあった意見書の写しをおつけしております。この意見書を読み上げる形で御報告とさせていただきますが、資料で付いておりますので、一部抜粋しつつ御報告させていただきますと思います。

この意見聴取書でございますけれども、白山市の事業所にお勤めになられる 65 歳の営業を 43 年間御経験のある方の意見書でございます。まず、最低賃金額 1 時間 891 円についてどう思うかという質問に対して、低いという意思表示がございます。最低賃金を改正する場合に最も考慮すべきなのは何かという問いに関しましては、物価、生計費であると御回答、丸をされていらっしゃる。理由については、抜粋しますと、私たちの職場は非正規の割合が多く、66%の割合で、しかも最賃近傍の方が多くなっていますということです。また、最低時給 1,500 円が必要です。1,000 円では到底足りません。最低賃金引上げが普通に暮らしていくために近道ですという理由を挙げていらっしゃいます。また、最低賃金審議会に対して御意見されることといたしまして、次のようにされています。4 年前に始まった新型コロナの嵐、ロシアのウクライナ侵攻、それに伴う物価の異常な上昇と、私たちの生活は圧迫され続けています。半額シールを目指して買物をしなきゃならない現実があります。本当に情けなくなります。物価高騰は食料品のみでなく、電気、ガス、ガソリンなど多岐にわたります。とりわけ電気代の高騰は、生活に大きく影響しています。「節約したのに電気代が上がっている」「このままでは生活が成り立たない」との声が上がっています。真夏日が続く中でもエアコンの使用をためらい、命に関わる事態となっています。

その他、同じ職場で働く時間給職員の方のメッセージもこの中に盛り込まれてございます。以前は経営者と団体交渉をしても、時給を 1、2 円上げるのも厳しく、涙をのんできたけれども、石川県の最賃がここ数年 20 円から 30 円ほど上がってくれるので、最低賃金を割らないように私たちの時給も少し上がってきました。長年勤めてキャリアを積んでも昇給はなく、最低賃金のアップだけが頼りとなっています。しかし、1 か月頑張っても残業しても、社会保険などが引かれると手取りで 10 万円ほどしかありません。そこから毎回病院代と薬代で 1 万円以上かかります。たまに行くのをやめようかとさえ思うんです。職場も人手不足で、仕事量がどんどん増えています。体力も年々落ちて、家に帰って何も食わず、何もせずに寝落ちすることがあります。もっと最低賃金を上げて、採用も増えるようにしてください。誰が倒れてもおかしくない状態です。楽しみな食事や旅行、娯楽も物価高騰で控えなければなりません。心身ともに健康で安心して仕事ができ、生活ができるよう、最賃アップを望みます。まずは最低 1,000 円をお願いしますという声も上がって

きているそうです。

【高見部会長】 それでは、意見書なども念頭に置きつつ、運営規程に基づいて今後の審議を進めていくこととしたいと思いますが、アンケートがあるわけですね。

【事務局】 指導官 はい。この資料5ページの次ページ以降には、連合石川さんから提出されました2023最低賃金に関するアンケート結果も添付しておりますので、一緒に御報告をさせていただきます。

【高見部会長】 このアンケートの結果につきまして、労働者側の皆さんから補足あるいは御説明等お願いいたします。

【南委員】 こちらのアンケートは、毎年この審議に先立って実施をさせていただいております。今年については1,430件ということで、前年より約230上がったという状況です。ただ、内容を見ていただくと、4ポツの最低賃金を知っていますかという問いについては、昨年は知っているという方が多かったのですが、今年については、知っているというのが半数を切ったということなので、この辺の周知も含めてまだまだ知らない方が多いのかなと実感をしているところでございます。原資の部分とか、その辺はやっぱり少ないという方が多いですし、幾らが妥当かについては1,000円台を求めているというのが結果的に分かっている状況であります。

また、これに併せて7月にも街頭キャンペーンを展開させていただいて、こちら最賃の周知の街宣ということで、コロナも明けまして、4年ぶりに街頭アンケート、シールのキャンペーンも展開させていただきましたが、ちょっと暑過ぎたのもあって人がいなかったんですけど、35件の回答をいただいたということで、この辺も含めてもっと周知も必要なのかなと思っています。

【高見部会長】 そのようなアンケートでございました。使用者側の皆さんは、特に御意見よろしいですか。

【使用者側委員】 はい。

【高見部会長】 それでは、次に移りたいと思います。

次に、議題④の石川県最低賃金の改正金額についてであります。先日中央から目安が示されたことを踏まえまして、双方の皆さんから総括的な御意見を伺いたいと

思います。

まず、労働者側の皆さん、御意見をお願いいたします。

【南委員】

石川県のBランクの目安としては40円ということで、こちらについては正直、政府が求める加重平均1,000円ということで、大変大きな金額と認識をしておりますが、最低賃金で働く方にとっては、まだまだ1,000円に近づける意味では少ないというか、そういうふうに認識しておりますが、こちらとしてはしっかりとした審議をこれから行っていきたいと思っています。

【高見部会長】

しっかり審議されたいということでありました。

使用者側の御意見をお願いいたします。

【橋本委員】

今、中賃のビデオを、過去にない取組ということで初めて見ました。根拠もある程度示されていて、分かりやすい内容だったかなと思います。

その中でちょっと印象的だったのは、今目安としてAからCランクをお示しになられていて、公益委員の女性の副会長さんは、これは目安なので、この金額もありますし、当然これを超えることもありますと。それで終わるのかと思いましたが、それを下回ることもありますとして、地方で御審議をお願いしますというお話だったと思います。

私どもとしては、今回の目安は過去最高金額になっておりますし、石川県だけの特殊事情を言いますと、ちょっと遠い話ですけど、5月5日に能登半島の地震がございました。どうしても石川県の最低賃金を皆さんと審議する上で、この能登地域のことを考えながら議論を進めていかないと、なかなか難しいのではないかなと思いますし、特に中小・小規模事業者の会員を多数抱えていらっしゃる団体もございますので、そこの団体の御意見も十分聞いた上で、皆さんのお話も聞かせていただいて、最終的には落ち着くべきところに落ち着けばいいかなと思っていますので、またよろしく申し上げます。

【高見部会長】

ありがとうございました。能登の事情も考えて、最終的には落ち着くべきところというお話をいただきました。

その他の皆さん、補足等がおありでしたらお願いいたしたいと思いますが、労働者側の皆さん、いかがですか。

どうぞ。

【徳本委員】           今回は特にランクが、DランクがCと一緒に変わって変わったと思いますので、多分例年どおりの審議をしながら、変わらないと思うんですけど、多分少しやり方が変わるのかなと思いますので、しっかりと。また、あと、各県というか周りの県の状況を見ていきたいと思いますが、こちらでもまたランクが変わっていますので、しっかりと周りも見ながら、できれば皆さん全会一致で決まるように審議に御協力していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【高見部会長】        使用者側の皆さん、他の御意見。  
尾崎委員、どうぞ。

【尾崎委員】           商工会連合会です。今、橋本委員からもありましたけれども、先般見させていただきました中央審議会のビデオですけれども、先だって頂いた中央審議会の公益見解の内容とほぼ同様なことをおっしゃっていたと思うんです。ただ、基本的には最賃の目安が出たというのは、法律の第9条第2項の3要素をしっかりと議論したと中でもおっしゃっていました。3要素、賃金と労働者の生計費と、それからもう一つ、賃金の支払いになるんですか。それを十分に審議したということでした。

ただ、私ども商工会連合会は、いわゆる中小企業といえども、小規模事業者の団体の組織です。その中で、最近の景況調査の結果等をちょっと皆さんにお話ししたいと思うんですが、3月に調査したのと6月に調査したのとありまして、景況調査、いわゆるDIということなんですが、やはり少しずつ改善はしているものの、非常にまだ前年と比べると厳しいし、マイナスの評価が出ておりました。

それから、先般、北陸財務局の7月の経済調査ということで、総括判断として緩やかに持ち直しているから、持ち直しているという上方修正を行っていますけれども、私どもの小規模事業者におきましては、やっぱりエネルギー価格の高騰とか、あるいは原材料の価格の高騰、それらをしっかりと価格転嫁できないという非常に厳しい現状があります。

そして、これまでコロナ禍で非常に経営が傷んだ、その経営について、今、5月8日にコロナのいわゆる移動制限がなくなりまして、世の中が確かに人出は出ていますけれども、それが直接すぐに私ども小規模事業者のサービス業あるいは小売業の経営改善にすぐに成果が出る、効果が出るということは全く思っておりません。従いまして、大変厳しい状況にあるということをお理解いただきたいと思っております。

それからもう一つ、やはりコロナの中で、いろんな資金繰り、ゼロゼロ融資とか非常に有利な融資を受けましたけど、これは融資ですので、返していかなきゃいけ

ないという資金繰りもこれからますます厳しくなっていると思います。

それから、賃金がこうして上がれば、また事業者さんの負担になりますので、その事業者さんの負担になる中で資金繰りが苦しくなって、廃業とか倒産とかそういったものにつながらなければいいなと思っています。そういった心配もあります。

それから、私どもは最賃の賃上げについて、決して反対しているわけではありません。しっかり議論を重ねて、目安もしっかりした、今年は大変大きな目安が出ていますので、なるべく目安に近づくといいですか、目安を尊重しながら議論をしていきたいと思っています。

それともう一つ、ちなみに7月の初めにまとめました私どもの団体の賃上げの状況、ランダムに160社を捉えまして賃上げの結果を見ますと、58%は賃上げを実施した。4割はまだ実施していない。実施していないのは、実施できなかったのか、それとも今後様子を見て賃上げしていこうという意思が働いているのかちょっと分かりませんが、4割はまだ上げられなかった、上げていないということです。そして、58%は上げた中で、その半数が3%以下という結果も出ております。なかなか厳しい状況ではないかと思っております。

それから、小規模事業者の経営実態というのは、いろんな人手不足とか、あるいは販路を広げなきゃいけない、生産性の向上に努めなきゃいけない。それから、最近デジタル化とかインボイス化など多くの経営課題に直面しておりますので、そういった私どもの地域の小規模事業者の状況に十分しん酌していただきながら、今後議論を進めていっていただきたい。これは協力をぜひお願いしたいということで、私からのコメントとさせていただきます。

【高見部会長】           ありがとうございます。中小・小規模事業者というのはまだ厳しい状況にあると。その事情をよく考えてほしいというお話でありました。  
敷波委員はよろしいですか。

【敷波委員】           お二人と同じです。

【高見部会長】           それでは、今、双方から御意見を伺いました。双方ともそれぞれ御事情はおありだということで。ただ、真摯に議論いただけるということは双方一致されているかなと思っています。

ここでまず部会を一旦休憩させていただきまして、この後ちょっと個別に御意見を承りたいと思っています。事務局から控室の案内をお願いいたします。

【事務局】指導官 控室でございます。

労働者側の控室は、同じフロアの第4会議室を御用意しております。使用者側の控室は、そのお隣の第3会議室を御用意しております。廊下を挟んで向かい側になります。

【高見部会長】 それでは一旦控室に行かれますか。どうされますか。こっちで残ってお話を伺いますか。ちょっと打合せされますか。

それではそれぞれ、御足労ですけど控室にお願いいたします。

(公労・公使折衝)

【高見部会長】 大変お待たせ致しました、部会を再開します。

本日は労使双方から金額についてご意見を承りました。労働者側の皆さんも真摯にこれからも議論していきたいと。とりわけ隣県の動向も見られたいということで、格差を縮小する方向で議論したいというお話を承りました。使用者側の皆さんも、全国の状況を見ていきたいと、今後も真摯に議論していきたいとお話であったかと思えます。ただ今日の段階では双方具体的な金額というのはまだ提示する段階ではないということでありましたので、明日以降引き続き、いろいろご意見出していきたいまして、歩み寄りできる方向で公益としても努力させていただきたいと思っています。今日のところはこれで終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

長時間に渡りお疲れ様でした。本日はこれで終了致します。

事務局の連絡をお願いします。

【事務局】指導官 次回の専門部会は、明日8月3日木曜日朝9時30分から、本会場で開催させていただきますと思います。

【高見部会長】 よろしくお願い致します。今日はありがとうございました。